

神奈川県慢性疾病児童等地域支援協議会設置要綱

(設置目的)

第1条 神奈川県における小児慢性特定疾病児童等の健全育成を図るとともに、慢性疾病を抱えていても、安心して暮らせる地域社会の実現を図るため、その支援内容等に関する関係者等の意見を聴取し、協議することを目的に、神奈川県慢性疾病児童等地域支援協議会（以下、「協議会」という。）を設置する。

(意見を求める事項)

第2条 協議会は、次の事項について、関係者等の意見を聴取し、協議する。

- (1) 小児慢性特定疾病児童等の現状と課題の把握に関すること
- (2) 小児慢性特定疾病児童等を取り巻く地域資源に関すること
- (3) 小児慢性特定疾病児童等の支援内容に関すること
- (4) その他必要事項

(委員)

第3条 協議会の委員は、別表のとおりとし、必要に応じて別表以外の者を委員に追加することができる。

2 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

3 当該委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、座長となり会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し会長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、県民局次世代育成部子ども家庭課が行う。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年1月20日から施行する。

別表（第3条関係）

分野	人数
有識者	1名
医療機関	2名
患者会・家族会	1名
NPO・ボランティア団体	1名
就労支援機関	1名
教育機関	1名
小児慢性特定疾病児童等自立支援員	1名